

魚沼漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、うなぎ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。ただし、日釣においては、口頭ですることにより遊漁承認申請書の提出を省略できる。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、ヤスによる遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな やまめ にじます	内共第10号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域	3月1日から 9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁者は次に掲げる漁具・漁法の範囲を超えて遊漁してはならない。

魚種	漁具・漁法の範囲
あゆ	竿 1 本
にじます	竿 3 本

こい	竿 3 本
ふな	竿 3 本
うぐい	竿 3 本
いわな	竿 3 本
やまめ	竿 3 本
うなぎ	竿 3 本
かじか	竿 3 本 ヤス 1 本 たも網 1 本 徒手採捕

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で、漁具漁法及び区域ごとに組合が定めて公表する期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あ ゆ	6月16日から11月30日まで（但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く）
にじます	3月1日から9月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
ふ な	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く）
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで（但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く）

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

名 称	区 域	河川名
小千谷発電所放水口	小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25mの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160mの点を結ぶ線によって囲まれた区域（発電所放水路を含む）	信濃川
洗堰	燕市分水地内信濃川新洗堰上流端から下流400mの間の区域	信濃川

大河津分水固定堰上流域	燕市分水地内大河津分水路固定せき上流端から上流650m（右岸にあっては、1,050m）、下流端から下流1,400mの間の区域（魚道を含む）	信濃川
石打発電所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70メートル、下流端から松沢橋上流端までの間の区域（魚道を含む）	魚野川
藪神発電所・第二藪神発電所堰堤	堰堤上流端から上流50m、下流端から下流250mの間の区域（魚道を含む）	破間川
上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域（魚道を含む）	黒又川
上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流400mの間の区域（魚道を含む）	平石川
黒又川第1ダム	ダム上流端から上流500m、下流200mの区域	黒又川
黒又川第2ダム	ダム上流端から上流500m、下流300mの区域	黒又川
黒又川第2発電所放水口	放水口から下流700mの区域	黒又川
黒又川第1発電所放水口	放水口中心から半径50mの区域	破間川
第1末沢ダム	ダム上流端から上流200mの区域（この区域に末沢発電所放水口を含む）	末沢川
湯之谷ダム	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域	佐梨川
第2末沢ダム	ダム上流端から上流50mの区域	末沢川
平石ダム	ダム上流端から上流50mの区域	平石川
末沢取水路注水口	注水口中心から半径50mの区域	黒又川（黒又川第1貯水池内）
内檜沢第1取水ダム 第2取水ダム	取水ダム上流端からそれぞれ上流100m、下流端から下流50mの区域	内檜沢
足沢取水ダム	取水ダム上流端から上流100m、下流端から下流50mの区域	末沢川支流足沢
妙見堰	小千谷市地内の国土交通省妙見堰上流2,500mから下流500mまでの区間（魚道及び閘門を含む。）	信濃川
三国川ダム	南魚沼市清水瀬地内の国土交通省三国川ダム堤体上流端から上流500メートルの網場までの区間、堤体及び堤体下流端から下流200mのわらびの取水堰までの区間	三国川
蒲原大堰	三条市栄地内の国土交通省蒲原大堰上流端から上流200mの区域	信濃川

中ノロ川水門	燕市地内の国土交通省中ノロ川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区域	中ノロ川
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域	八知川
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域	清水川
毛渡沢1号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
毛渡沢2号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
蓬沢2号ダム	左岸の魚道内	蓬沢
大源太川下流砂防堰堤	副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	大源太川
松川入川第2砂防堰堤	第2砂防堰堤より下流50メートル（副ダム、魚道を含む）	松川入川
二居湖	二居ダム上流端から上流500mおよび下流550m	清津川
カッサ湖	カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域	カッサ川
広神発電所	魚沼市小平尾地内広神ダム分水工室から下流200mの区域	和田川

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
にじます	15センチメートル
こい	15センチメートル
ふな	7センチメートル
うぐい	7センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
かじか	6センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

遊漁券の種類	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料（税込）
A-1	あゆ	竿釣（友釣り）	1年	13,000円
A-2	あゆ	竿釣（コロガケ、ルアー釣り、餌釣り、毛鉤釣り）	1年	7,000円
B	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	竿釣（1人3本以内）	1年	10,000円

	、にじます、うなぎ、かじか	かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕		
C	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣（1人3本以内） かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕	1年	3,500円
E-1	あゆ	竿釣（友釣り）	1日	3,000円
E-2	あゆ	竿釣（コロガケ、ルアー釣り、餌釣り、毛鉤釣り）	1日	2,500円
F	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、かじか	竿釣（1人3本以内） かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕	1日	2,500円
G	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣（1人3本以内） かじかに限り竿釣、ヤス、たも網、徒手採捕	1日	1,000円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小、中学生	無料
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料
身体障がい者手帳を有する肢体不自由者及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1、但し、100円未満は切り上げる
女性	第1項に規定する額の2分の1、但し、100円未満は切り上げる

3 遊漁料は、次表に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所
魚沼漁業協同組合事務所（魚沼市佐梨1105-16）、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長・支部長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、オンラインシステム、監視員、その他）

4 遊漁証を持たずに遊漁する者に現地等で納付を求める遊漁料は、第1項に規定する1日の遊漁料にG券は1,000円（税込）を、E・F券においては2,000円（税込）を、それぞれ加算して得た額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(釣堀的漁場)

第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。なお、いわな及びやまめにおいては、採捕期間を3月1日から9月30日までとする。

名称	開設場所（河川名）	開設期間	濃密放流 漁種名	漁具 漁法	遊漁料 （税込）
湯沢フィッシング パーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域（八知川）	令和8年 1月1日から 12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 3,000円 半日 2,000円
城内フィッシング パーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域（清水川）	令和8年 1月1日から 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 3,000円 半日 2,000円

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第14条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表に示す1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域	漁業権番号
大川	内共第1号
勝木川	内共第2号
三面川	内共第3号
荒川	内共第4号
胎内川	内共第5号
加治川	内共第6号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号
阿賀野川	内共第8号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
鯖石川	内共第13号
鶴川	内共第14号
関川及び保倉川	内共第15号
桑取川	内共第17号
能生川	内共第18号
早川	内共第19号
海川	内共第20号
姫川	内共第21号
羽茂川	内共第22号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじま す、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円（税込）	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円（税込）	県下一円

2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、ウ表の場所又は漁連及びウ表に規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

ウ表

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市大字石曾根798番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426

3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附則

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。(行政庁の認可日 令和6年11月8日)
- 2 この規則は、令和8年1月1日から施行する。(行政庁の認可日 令和7年12月19日)